平成２８年（再イ）第６号
兵庫県たつの市龍野町富永628番地１
シャーメゾンたつのＡ－２
再生債務者　樺島　孝雄
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月28日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２８年（再イ）第１７号
鳥取県鳥取市西品治336番地２　メゾンＯＭＵＲＡ102号
再生債務者　山本　　陸
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月28日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１８号
愛媛県四国中央市土居町土居276番地８
再生債務者　京極　賢了
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月28日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第２２号
愛媛県西条市丹原町田野上方1553番地１
再生債務者　豊田　俊幸
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月28日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第２４号
愛媛県西条市飯岡3347番地
再生債務者　藤原　敏延
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月28日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第１１１号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番15―302号
再生債務者　松本　弘幸
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月21日まで
平成29年２月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第２４号
青森県むつ市金曲１丁目10番22号　十文字借家
再生債務者　澤田　　均
１　決議に付する再生計画案　平成29年２月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月28日まで
平成29年２月28日
青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第８１８号
（現住所）岐阜県美濃加茂市太田本町５丁目２番13号―101号室（認可決定時）大阪府枚方市北中振１丁目１番64号
再生債務者　入江　英治
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成16年11月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１０号
福島市森合字屋敷中３－２　ベルシャンテマリー201号室（住民票上の住所）札幌市豊平区月寒東５条12丁目４番33号
再生債務者　池田　　徹
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年２月28日　　福島地方裁判所

平成２８年（再イ）第２４４号
神奈川県藤沢市石川３丁目８番地の27
再生債務者　加月　弘貴
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年２月28日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２９年（モ）第８００１号
兵庫県西宮市池開町１番６号
再生債務者　林　　尚子
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成29年２月27日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第４号
札幌市手稲区曙２条２丁目６番16号
再生債務者　谷　　光勇
１　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第１号
兵庫県伊丹市中野北１丁目３番12号
再生債務者　坂田　　学
１　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月３日から平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００４７号
東京都町田市小山町925―１　エクロジオンⅡ　101
再生債務者　成田　友一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年３月13日まで
平成29年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１１号
埼玉県川越市新宿町６丁目４番地45
再生債務者　鈴木　高明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年３月27日まで
平成29年２月24日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第６号
長野県安曇野市穂高有明7801番地３
再生債務者　三代澤　浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年３月27日まで
平成29年２月27日　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再ロ）第６号
鳥取県米子市彦名町6672番地
再生債務者　河本　英一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年３月30日まで
平成29年２月28日　鳥取地方裁判所米子支部